

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成23年1月20日(2011.1.20)

【公開番号】特開2009-301562(P2009-301562A)

【公開日】平成21年12月24日(2009.12.24)

【年通号数】公開・登録公報2009-051

【出願番号】特願2009-182440(P2009-182440)

【国際特許分類】

G 06 F 12/14 (2006.01)

G 06 F 21/24 (2006.01)

G 06 F 21/22 (2006.01)

H 04 L 9/32 (2006.01)

【F I】

G 06 F 12/14 5 1 0 D

G 06 F 12/14 5 6 0 C

G 06 F 9/06 6 6 0 G

H 04 L 9/00 6 7 5 Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年11月26日(2010.11.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

上記第1、第2の目的を達成するため、本発明にかかる集積回路は、記憶領域であるドメイン領域を複数設けることができるよう構成された記憶手段、アプリケーションを実行する仮想マシンを備え、ディスクルート証明書と、第1のルート証明書とアプリケーションとが記録されたディスク媒体からアプリケーションを読み出して、実行するコンピュータに用いる集積回路であって、前記ディスクルート証明書は、ルート認証局から配布された第2のルート証明書を当該ディスク媒体に割り当てたものであり、前記集積回路は、前記ディスクルート証明書と、前記第1のルート証明書とが同じかどうかを判断することによりアプリケーションの正当性を判定する管理手段と、

管理手段が正当であると判定した場合、前記記憶手段内のドメイン領域のうち、前記ディスクルート証明書から算出されるハッシュ値に対応するドメイン領域を前記仮想マシンにより実行されるアプリケーションに割り当てる割当手段とを備え、前記管理手段が正当であると判定した場合、前記ディスクルート証明書から算出されるハッシュ値に対応するドメイン領域を前記仮想マシンにより実行されるアプリケーションであって、前記管理手段により正当であると判定されたアプリケーションが利用できるように構成したことを特徴としている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記憶領域であるドメイン領域を複数設けることができるよう構成された記憶手段、ア

プリケーションを実行する仮想マシンを備え、ディスクルート証明書と、第1のルート証明書とアプリケーションとが記録されたディスク媒体からアプリケーションを読み出して、実行するコンピュータに用いる集積回路であって、

前記ディスクルート証明書は、ルート認証局から配布された第2のルート証明書を当該ディスク媒体に割り当てたものであり、

前記集積回路は、

前記ディスクルート証明書と、前記第1のルート証明書とが同じかどうかを判断することによりアプリケーションの正当性を判定する管理手段と、

前記管理手段が正当であると判定した場合、前記記憶手段内のドメイン領域のうち、前記ディスクルート証明書から算出されるハッシュ値に対応するドメイン領域を前記仮想マシンにより実行されるアプリケーションに割り当てる割当手段とを備え、

前記管理手段が正当であると判定した場合、前記ディスクルート証明書から算出されるハッシュ値に対応するドメイン領域を前記仮想マシンにより実行されるアプリケーションであって、前記管理手段により正当であると判定されたアプリケーションが利用できるように構成した

ことを特徴とする集積回路。